

浜長保険センター安全だより

令和3年10月29日
浜長保険センター 第59号
電話 079-246-2561
FAX 079-246-2571

10月

色彩あふれる紅葉の美しさに心が弾む季節となりました。
秋の日は、つるべ落としと言われ、日足が短くなりました。
冷え込みが少しずつ厳しくなり、朝晩は肌寒くなる時季ですが、
お元気でお過ごしのことと思います。



この時期、朝陽、夕陽が直接目に入り、まぶしくて一瞬視力を失うことがあります。この現象を“眩惑（げんわく）”と呼びます。夜間では、対向車のヘッドライトで眩惑現象が起きやすくなります。目が見えない状態で自動車を運転することは非常に危険です。

眩惑現象が回復するまでに3～10秒ほどの時間を要するので、安全な場所に停止して、目が回復するのを待ってから運転を再開することも考えておきましょう。

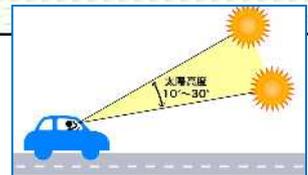
また、冬には、道路の凍結や雪が降ったときは、スリップによる事故が発生しています。

太陽光による幻惑、対向車のハイビームによる幻惑、凍結等によるスリップは、事故が発生しやすい環境・状態ですが、**自然現象が事故の原因ではありません。**

運転しているドライバーが幻惑対策等の安全措置を執らなかったことが原因です。

対向車のライトによる幻惑防止措置

- 1 対向車のハイビームにより、前方を確認することが困難であるときは、ライトを直視せず直ちに減速し、視線をやや左に向ける。
- 2 対向車とすれ違うとき、自車のライトと対向車のライトが重なり、歩行者が見えなくなる「蒸発現象」が生じる場合があります。すれ違う前に対向車線の右端から自車線の左端まで幅広く確認し、横断中の歩行者や自転車がいるかどうかしっかり確認しておく必要があります。



【最高裁判例 昭和47年4月21日】対向車の前照灯に眩惑されたにもかかわらず**減速、徐行の措置をとらなかった過失**により、道路を横断歩行中のAの発見がおくれ、自車右前部を女性に衝突させ対向車線上に跳ねとばして両下腿骨折等の傷害を負わせた。

【**太陽光の幻惑防止措置**】朝陽、夕陽が直接目に入り、まぶしい状態（幻惑）のまま、走行すると横断歩行者、障害物、渋滞車両等があっても確認できず、非常に危険です。眩しさを防ぎ、安全確認ができる措置を執る必要があります。

1 自動車に備え付けられている運転席前のサンバイザーを下ろして光をさえぎる。

2 夜間用のサングラスを掛ける。又は偏光サンバイザーを購入して活用する。



【ノーマルタイヤで走行中、スリップにより事故を起こした場合の原因】

凍結道路等のスリップ事故は、通常、急ハンドル、急ブレーキ、急加速等を原因としていますが、ノーマルタイヤで低速走行できる状態の中、スピードアップしてスリップ事故を起こした場合、その原因は、安全速度不履行であります。この場合、アイスバーンのため5メートルも走行できない状態では、スタッドレスタイヤ又はタイヤチェーンを装着していなかったこと、つまり滑り止め措置を怠ったことが原因であります。また、アイスバーンの下り坂でタイヤチェーンでも低速走行できない場合は、運転を中止すべきところ、運転をしたことが原因となります。



～ スピードは 視野も心も狭くする ～ 交通安全年間スローガン